

作成年月 平成15年5月
決 裁 者 石油精製備蓄課 北川 慎介
石油・天然ガス課 片瀬 裕文
中東アフリカ室 守本 憲弘
産業施設課 中村 幸一郎

平成15年度 事前評価書

施 策 名	産油国との関係強化 (投資促進、技術協力、契約長期化等)
1. 施策の目的 (○問題と考える現状をどういう状態にしたいのか。○施策が何を対象として、何を達成しようとするものなのか。)	
本事業においては、我が国エネルギーセキュリティの強化に資するため、我が国が石油の供給の多くを依存する中東をはじめとする産油国との間で、石油関連分野における協力関係を強化するとともに、産油国側のニーズの高い投資促進策を通じ、長期的・多角的観点から産油国との相互依存関係を強化する。	
2. 施策の必要性 (○国民や社会のニーズ、○より上位の行政目的に照らした妥当性、○公益性・市場の失敗、○官民の役割分担、○国と地方の役割分担、○民営化・外部委託の可否、○緊要性の有無、○他の類似施策、○廃止・休止の可否<継続>)	
< 背景 > 現在、一次エネルギー供給の過半を占める石油は、21世紀においても我が国にとって主要なエネルギーであることが予想され、その安定供給は我が国経済の持続的発展にとって必要不可欠である。しかし、今後アジア地域を中心として石油需要の伸びが予想される中で、中長期的に石油需要が逼迫することが予想されている。 産油国との相互依存関係を長期的・多角的に強化することを通じて、石油の安定供給 (エネルギーセキュリティの向上)を図り、我が国の国民生活の円滑な運営、経済の持続的発展が望まれている。 < 必要性 > 石油は我が国一次エネルギー供給の過半を占めているとともに、ほぼ全量を海外に依存していることから、我が国社会経済の円滑な運営のためには、石油の低廉かつ安定的な供給の確保 (エネルギーセキュリティの確保)が不可欠である。石油審議会開発部会基本政策委員会 (委員長 深海博明)の中間報告 (平成12年8月)においても、今後の石油・天然ガス安定供給の基本的在り方として、「平時から主要産油国・産ガス国との広範囲にわたる相互依存関係を強化しておく必要があり、我が国としても経済面での多角的な協力、直接投資等、総合的に相互依存関係を構築していくことが重要である」との指摘を受けており、こうした施策目的の達成手段として、官民における産油国協力事業を通じて産油国との関係強化を図ることが引き続き必要と考えられる。 また、中東産油国では、石油資源に依存した脆弱な経済構造からの脱却、若年層を中心とする人口増加に対応するため、工業化の推進とそれを通じる雇用機会の創出を積極的に進めており、我が国に対し、投資の拡大を強く求めている。 こうした協力については、政府間での強い要請がなされていること、また、民間のみに委ねた場合には、必ずしも十分な事業実施がなされないものであることから、本事業については今後とも国が政策的に支援することが必要である。	
3. 施策の概要、目標、指標、モニタリング方法、達成時期、評価時期、外部要因など (○コスト、○これまで達成された効果、今後見込まれる効果、○効果の発現が見込まれる時期、○目標達成状況に影響しうる外部要因等)	
(0) 施策全体	

○ 事後評価時期 :平成 17年度

(1)国際石油交流促進事業

説明 ; (補助率 :定額、3 / 4)

国際石油情勢が変動する中で原油の安定的供給及び産油国からの石油製品輸入の適正化を図るため、産油国との一層の関係強化を図る必要がある。また産油国側においても、石油精製等のダウンストリーム部門への進出を図っており、技術力、人的能力等の面での協力を先進国に強く求めている。このため、産油国石油関係者を対象とした石油精製等のダウンストリーム部門の技術面、経営管理面等における研修事業等を実施する。

目標 (目指す結果、効果) ;

我が国の石油関連分野における協力関係を強化するとともに、産油国側のニーズ、特に石油権益と関係の深い政府関係者、国営石油会社等のニーズを的確に把握し、重点的に事業展開することにより、協力事業における我が国の貢献に対する評価を高める。

指標 ;

- ・ 研修生の帰国後における活躍状況、本プログラムへの評価
- ・ 産油国石油会社の責任者 研修参加者からの本事業への評価 (礼状等)
- ・ 国際会議等への産油国石油会社幹部の参加状況

モニタリング方法 ;

- ・ 産油国における、フォローアップミーティングの実施
- ・ 研修生のポジション等のデータベース化
- ・ 産油国 (派遣先) や研修生からのアンケート調査の実施

目標達成時期 平成 17年度

(短期間で施策の達成効果を定量的に分析することは困難であるが、我が国からの直接投資額の増加、我が国とのハイレベルを含めた人的交流の増加、石油関連分野の技術交流等の進展により、相互依存関係が強化され、我が国への石油の安定強化が図られると考えられる。)

中間評価 (事業単位) 時期 なし

事後評価 (事業単位) 時期 平成 17年度

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項 なし

政策評価法第 9条 (事前評価) の義務付け対象か否か ; 非対象

行政改革 (特殊法人改革、公益法人改革など) との関連 ;

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画 (平成 14 年 3 月決定) において、「平成 16 年度に、補助金等の年収比率を 2 / 3 未満にする改善計画の策定をする。」こととなっている。

< 予算額等 >

開始年度		終了年度		事業実施主体		主な対象者			
昭和 56年度		未設定		(財)国際石油交流センター		石油企業			
H15FY予算額		H14FY予算額		H13FY予算額		総予算額(H14fy未までの累積額)		総執行額(H14fy未までの累積額)	
1,738,924[千円]		1,747,227[千円]		1,747,227[千円]		33,464,500[千円]		28,378,043[千円]	
予算費目名 : < 石特会計 > (項)石油安定供給対策費 (目)産油国石油精製技術等対策事業費補助金									
(積算内訳) 国際石油交流促進事業									

【(2) 産油国連携強化事業、石油精製・利用技術国際共同研究事業、海外長期出張員派遣事業】

説明；(補助率：定額)

今後、埋蔵量の多い中東産油国を中心として依存度が一層高まることが予想されるため、産油国との一層の連携強化を図るべく、石油精製分野に関する情報交流・石油産業の基盤整備事業等からなる産油国連携強化事業、国際的に石油利用技術の共同研究を行うための石油精製・利用技術国際共同研究事業及び海外長期出張員派遣事業を実施する。

目標 (目指す結果、効果)；

我が国の石油関連分野における協力関係を強化するとともに、産油国側のニーズ、特に石油権益と関係の深い政府関係者、国営石油会社等のニーズを的確に把握し、重点的に事業展開することにより、協力事業における我が国の貢献に対する評価を高める。

産油国への投資額を増やすとともにその分野を多様化し、技術移転件数等を増やし契約の長期化を実現する。

指標；

- ・我が国から産油国への直接投資案件
- ・我が国の石油関連分野の技術の移転を通じた我が国と産油国との関係の強化
- ・相手国の石油会社、研究所等の各事業への参画状況 (各事業における相手側の寄与度の実績)
- ・終了事業についての移転技術の活用状況

モニタリング方法；

- ・産油国を対象とした評価調査
(共同研究相手国の技術力の向上度、産油国における当該事業の認知度等)
- ・相手国の参加状況 (予算面、人的貢献等における寄与度)に関する実態調査
- ・最終成果報告書に技術の活用状況 (予定)を記載

目標達成時期 平成 17 年度 (短期間で施策の達成効果を定量的に分析することは困難であるが、我が国からの直接投資額の増加、我が国とのハイレベルを含めた人的交流の増加、石油関連分野の技術交流等の進展により、相互依存関係が強化され、我が国への石油の安定強化が図られると考えられる。)

中間評価 (事業単位) 時期 なし

事後評価 (事業単位) 時期 平成 17 年度

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項 なし

政策評価法第 9 条 (事前評価) の義務付け対象か否か；非対象

行政改革 (特殊法人改革、公益法人改革など) との関連；

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画 (平成 14 年 3 月決定) において (財) 国際石油交流センターは、平成 16 年度に、補助金等の年収比率を 2/3 未満にする改善計画の策定をする。」こととなっている。

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	事業実施主体		主な対象者
平成 2 年度	未設定	(財) 国際石油交流センター		石油企業
H15FY 予算額	H14FY 予算額	H13FY 予算額	総予算額 (H14fy 未までの累積額)	総執行額 (H13fy までの累積額)
3,961,199[千円]	3,827,919[千円]	4,340,482[千円]	40,356,129[千円]	28,994,866[千円]

平成14年度は次年度に繰越。

予算費目名 : < 石特会計 > (項) 石油安定供給対策費 (目) 産油国石油精製技術等対策事業費補助金

(積算内訳) 産油国連携強化事業、石油精製・利用技術国際共同研究事業、海外長期出張員派遣事業

(3) 輸入原油流通合理化対策交付金 (予算：補助事業)

説明；

産油国との契約期間が5年以上の長期契約に基づく原油を精製して石油製品とする目的をもって引取りを行う者に110円/KLを限度として、輸入原油流通合理化対策交付金を交付。

目標 (目指す結果、効果)；

・我が国の石油の安定供給の確保及び産油国との関係強化に資する形での長期契約が生じた場合の対応を可能とする。

指標；

・我が国の原油の輸入量・輸入金額

(平成14年 原油輸入量：235,964千KL、原油輸入金額：45,731億円 (貿易統計))

・原油輸入に係る契約の態様

モニタリング方法；

・各種統計データの取得

・民間事業者からのヒアリング (契約の態様など)

目標達成時期：平成15年度 (毎年度)

中間評価 (事業単位) 時期：平成17年度

事後評価 (事業単位) 時期：平成22年度

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項：なし

政策評価法第9条 (事前評価) の義務付け対象か否か； 非対象

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	事業実施主体		主な対象者
昭和54年度	未設定	石油輸入業者		石油輸入業者
H15FY 予算額	H14FY 予算額	H13FY 予算額	総予算額(H14fy 未までの累積額)	総執行額(H14fy 未までの累積額)
499,400 [千円]	499,400 [千円]	128,700 [千円]	7,748,125 [千円]	0 [千円]

予算費目名 : < 石特 > (項) 石油生産流通合理化対策費 (目) 輸入原油流通合理化対策交付金

(4) 中東産油国投資促進事業

説明；(補助率：2/3、34、定額)

中東産油国では、石油資源に依存した脆弱な経済構造からの脱却、若年層を中心とする人口増加に対応するため、工業化の推進とそれを通じた雇用機会の創出を積極的に進めており、我が国に対し、投資の拡大を強く求めている。石油の安定供給確保は我が国経済の持続的成長に不可欠であることに鑑み、これら産油国の安定した成長と我が国との良好な経済関係の維持・発展を図るため、中東産油国が要請する我が国民間企業の対中東産油国投資事業を積極的に支援。具体的には、我が国民間企業の中東産油国における投資を促進するため、投資ミッション、専門家の派遣、研修生受入れ、FS(企業化可能性調査)や投資セミナー等を実施、支援。

目標 (目指す結果、効果)；

・我が国民間企業の対中東産油国投資事業を促進すること

・対中東産油国投資事業を促進させることにより、産油国が安定して成長し、我が国との良好な経済関係を維持し、発展させる

我が国との良好な経済関係を維持し、発展させることにより、我が国の産業活動に不可欠な石油の安定供給を確保する。

指標；

・投資ミッションの派遣数 9件 (平成 14年度)

・専門家の派遣数 9件 (平成 14年度)

・研修生受入数 6件 (平成 14年度)

・企業化可能性調査や投資セミナー等の実施回数

モニタリング方法；

事業主体者である (財) 中東協力センターに事業の進捗状況、現状につき、定期的に聴収する。

目標達成時期； 平成 18年度

中間評価 (事業単位) 時期： 平成 16年度

事後評価 (事業単位) 時期； 平成 19年度

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項； 中東地域等の政情

政策評価法第 9条 (事前評価) の義務付け対象か否か； 非対象

行政改革 (特殊法人改革、公益法人改革など) との関連； 平成 16年度に中間評価として、当該予算における補助率及び事業配分を含めた抜本的な見直しを行い、当評価を踏まえ、平成 17年度末までに段階的に (財) 中東協力センターにおける補助金の年収比率を 2/3未満とする。

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	事業実施主体	主な対象者	
平成 5年度	平成 18年度	(財) 中東協力センター	本事業に関心を有する民間企業	
H15FY 予算額	H14FY 予算額	H13FY 予算額	総予算額(H14fy 未までの累積額)	総執行額(H14fy 未までの累積額)
1,264,392[千円]	1,266,740[千円]	1,260,375[千円]	6,472,335[千円]	3,645,553[千円]

予算費目名：< 石油 > (項) 石油安定供給対策費 (目) 産油国石油精製技術等対策事業費補助金

(5) 産油国石油精製用海水淡水化研究協力事業 (予算：補助事業)

説明； 補助率定額

産油国における石油精製技術を含めた石油資源開発事業では大量の工業用水が使用されており、その多くを海水淡水化設備からの供給に依存している。本事業では、海水淡水化設備に関する研究協力を行うことにより産油国の工業用水供給体制の整備に資するとともに、産油国との関係強化を図るものである。

目標 (目指す結果、効果)；

・我が国の逆浸透法海水淡水化技術がオマーン国の緊急課題である水資源確保に有効であることを示し、当該技術導入を促進する。

・逆浸透法海水淡水化技術を習得したオマーン人技術者を育成する。

指標；

・当該共同研究で用いたタイプの逆浸透法海水淡水化プラントのオマーン国における導入件数。

・逆浸透法海水淡水化実用プラントの運転維持管理技術を習得したオマーン国技術者の人数。

< 共通指標 > 論文数及びそれら論文の被引用度数

・特許等取得した知的所有権数、それらの実施状況

・特に、製品化に際してのライセンス供与数、取得ライセンス料

・国際標準形成への寄与

モニタリング方法；

ア)共同研究の実施に当たっては、国内に産官学の専門家からなる委員会を設置し、計画立案、共同研究成果のモニタリングを行う。

イ)相手国カウンターパート及び関係者との合同会議を設置し、共同研究の方針 進め方及び進捗状況について定期的に協議し、成果についてモニタリングを行う。

ウ)モニタリング方法については、JICA のプロジェクト技術協力でのモニタリング法などを参考として合同会議で協議した上で決定する。

目標達成時期； 平成 16年度

中間評価 (事業単位) 時期： なし

事後評価 (事業単位) 時期； 平成 17年度

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項；

政策評価法第 9条 (事前評価) の義務付け対象か否か； 非対象

行政改革 (特殊法人改革、公益法人改革など) との関連 新エネルギー・産業技術総合開発機構の独立行政法人化に伴い、補助金が交付金化。

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	事業実施主体		主な対象者
平成 13年度	平成 16年度	新エネルギー・産業技術総合開発機構		(財) 造水促進センター
H15FY 予算額	H14FY 予算額	H13FY 予算額	総予算額(H14fy 未までの累積額)	総執行額(H14fy 未までの累積額)
63,400 [千円]	150,000 [千円]	150,000 [千円]	300,000 [千円]	260,787 [千円]

予算費目名：< 石油 > (項) 石油安定供給対策費(目) 産油国石油精製技術等対策事業費補助金

(積算内訳) 産油国石油精油用海水淡水化研究協力事業

(6) 中東産油国向けハイブリッド方式海水淡水化研究協力事業 (予算 補助事業)

説明； 補助率定額

中東産油国において水資源の安定確保及びコスト低減は重要な課題となっている。本事業では、経済性に優れたハイブリッド方式海水淡水化システムに関わる逆浸透海水淡水化システムのテストプラントを我が国の最新の技術により建設し、現地技術者との共同運転研究により同システムの安定性を実証する。これにより、中東産油国において今後需要の急増する海水淡水化について、生産水総合コストの引き下げを支援し、水需要の安定的な確保に寄与しようとするものである。

目標 (目指す結果、効果)；

・我が国のハイブリッド方式海水淡水化技術が当該国の緊急課題である水資源確保並びに発電及び造水コスト低減に有効であることを示し、当該技術導入を促進する。

・当該国におけるハイブリッド方式海水淡水化技術を習得した技術者を育成する。

指標；

・当該共同研究で用いたタイプのハイブリッド方式海水淡水化プラントの当該国における導入件数。

・ハイブリッド方式海水淡水化実用プラントの運転維持管理技術を習得した当該国技術者の人数。

< 共通指標 > 論文数及びそれら論文の被引用度数

特許等取得した知的所有権数、それらの実施状況

特に、製品化に際してのライセンス供与数、取得ライセンス料
・国際標準形成への寄与

モニタリング方法；

ア)共同研究の実施に当たっては、国内に産官学の専門家からなる委員会を設置し、計画立案、共同研究成果のモニタリングを行う。

イ)相手国カウンターパート及び関係者との合同会議を設置し、共同研究の方針・進め方及び進捗状況について定期的に協議し、成果についてモニタリングを行う。

ウ)モニタリング方法については、JICA のプロジェクト技術協力でのモニタリング法などを参考として合同会議で協議した上で決定する。

目標達成時期； 平成 18年度

中間評価(事業単位)時期 なし

事後評価(事業単位)時期； 平成 19年度

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項 なし

政策評価法第 9条(事前評価)の義務付け対象か否か； 非対象

行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連 ;なし

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	事業実施主体		主な対象者	
平成 15年度	平成 18年度	未定		未定	
H15FY 予算額	H14FY 予算額	H13FY 予算額	総予算額(H14fy 未までの累積額)	総執行額(H14fy 未までの累積額)	
102,600[千円]	0 [千円]	0[千円]	0[千円]	0[千円]	

予算費目名：＜会計＞石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(項)石油安定供給対策費(目)産油国石油精製技術等対策事業費補助金(積算内訳)産油国向けハイブリッド合成方式海水淡水化研究協力事業

4.有識者、ユーザー等の各種意見

(○各種政府決定等との関係、○会計検査院による指摘、総務省による行政評価、行政監察及び国会による警告決議等の状況を含む。)

(1)国際石油交流促進事業、(2)産油国連携強化事業、石油精製・利用技術国際共同研究事業、海外長期出張員派遣事業】、(4)中東産油国投資促進事業

石油審議会開発部会基本政策委員会(委員長：深海博明)の中間報告(平成 12年 8月)において、今後の石油・天然ガス安定供給の基本的在り方として、「平時から主要産油国・産ガス国との広範囲にわたる相互依存関係を強化しておく必要があり、我が国としても経済面での多角的な協力、直接投資等、総合的に相互依存関係を構築していくことが重要である」との指摘を受けた。

(3)輸入原油流通合理化対策交付金

石油審議会開発部会基本政策小委員会(委員長：深見博明 慶應義塾大学教授)の中間報告(平成 12年 8月)において、「国際石油市場が発達した現在においても、原油価格が過去 1年の間に約 3倍に急騰し、また、OPEC の影響力が再び増加している等、依然として、石油は他の商品とは相当異なる性質を有している。現在、産油国の国営石油会社が世界の石油埋蔵量の約 8割を保有しており、石油の供給量や価格について、大きな不安定性があることは否定出来ない。特に我が国は、欧米諸国に比べて、石油依存度や石油の中東依存度が高く、石油を巡る情勢変化の影響を受けやすいものと考えられる。」とされ、「我が国のエネルギー安定供給確保については、エネルギー源の多様化、エネルギー調達先の多角化等を図るとともに、石油・天然ガスについても、産油国政府や欧米石油会社からの通常の石油・天然ガスの調達、自主開発、備

蓄、長期契約、産油国・産ガス国協力等の手法を組み合わせることでリスクを分散することにより、産油国・産ガス国からの供給途絶や著しい減少といった場合における影響を最小限に抑制していくというのが基本的な考え方である」と報告された。

(5)産油国石油精製用海水淡水化研究協力事業

・横浜国大矢教授は、逆流洗浄が可能な膜ろ過による前処理は油汚染海水による逆浸透法海水淡水化に有効であるとコメントされた。

・スルタンカブース大学のアルヒナイ教授から、油汚染海水を対象にした逆浸透法海水淡水化技術は、オマーン国だけではなく、湾岸諸国にとって重要な技術になるとのコメントがあった。

・カウンターパートであるスルタンカブース大学からは、実証プラントによる試験と技術者養成指導の要望がある。

(6)中東産油国向けハイブリッド方式海水淡水化研究協力事業

ア)昨年7月の平沼経済産業大臣の中東訪問(サウジアラビア、クウェート、UAE、イラン)において、訪問各国から水資源問題に関する協力要請がなされ、我が国としても積極的に対応することになった

イ)昨年10月に平沼大臣とアッティヤ・カタールエネルギー工業水電力大臣との間で、両国間の水資源協力に関して合意した

ウ)昨年12月に平沼大臣とアイヤール・クウェート水電力大臣との間で、水資源協力に関して合意した

エ)これを受けて、昨年9月に、中東協力センターと造水促進センターは水資源分野に係わる産業界の協力を仰ぎつつ「中東水資源協力推進会議」を設立した。同会議は、平成14年1月及び2月にサウジアラビア、クウェート、アブダビ及びカタールの4ヶ国にミッションを派遣し、水資源協力に関わる先方のニーズの確認を実施したが、この結果、特に、コスト低減のための逆浸透法・蒸発法・発電の最適施設バランスプランについて興味を示され、中東協力推進会議において、我が国企業の持つハイブリッド方式海水淡水化技術について、積極的に協力を実施することになった。

5.有効性、効率性等の評価

(○手段の適正性、○効果とコストに関する分析(効率性))(○特別要求などについては、民間需要創出効果、雇用創出効果)、○受益者負担)

(1)国際石油交流促進事業

手段の適正性 (より少ないコストでの執行可能性。税制、財投、規制緩和等他の手法による代替可能性。スクラップ&ビルドに対する考え方)；

本事業を実施するためには、石油精製技術等の分野における専門性をもち、豊富な実務経験とノウハウを有する民間の人材を集約させるとともに、専門の研修設備や民間企業との連携による研修体制を整備した事業実施主体が必要で、さらには、事業実施主体と産油国の石油企業等との密接な関係の構築が肝要である。このような事業の性格上、民間の能力を活用することが効果的であるが、個別企業による対応は困難である。

既に本法人は、研修実施体制等を整備するとともに、産油国の石油会社等との密接な関係を構築していることから、本法人の活用により効率的な事業実施遂行が可能であり、引き続き国からの強力な支援の下で実施することが必要不可欠である。

効果とコストとの関係に関する分析(効率性)；

平成13年度(2001年度)の受入研修事業においては、応募数1,109名に対し、受入人数は898名であった。本制度については、毎年度応募数が増加しており、それに応じて受入人数も増

加させるよう最大限努力を高じているところ(表参照)。また、産油国石油会社 研修参加者からの礼状も多数に上っており、その内容に 'Training at JCCP is very valuable and it is a good source for professional and human development for our officers.' 等とあるように、本制度に対する産油国におけるニーズは非常に高い。本制度の実施により、産油国との連携強化や産油国における技術力の向上等が図られ、その結果、我が国の石油安定供給確保が図られるものである。なお、仮に本制度がなかった場合に、同様の事業を実施するため必要とされる金額は835百万円(平成13年度)である。

適切な受益者負担；

我が国の石油供給構造を踏まえ、我が国への原油の安定供給確保等の観点から、産油国との一層の密接な関係の構築は、国民が広く受益するものであり、財団法人国際石油交流センターに対する国の費用負担は、適切な受益者負担である。

受入研修の応募数と受入数の推移

	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度
応募数(人)	791	921	985	1,109
受入人数(人)	728	815	830	898

(2) 産油国連携強化事業、石油精製・利用技術国際共同研究事業、海外長期出張員派遣事業】

手段の適正性 (より少ないコストでの執行可能性。税制、財投、規制緩和等他の手法による代替可能性。スクラップ&ビルドに対する考え方)；

本事業においては、石油精製技術等の分野における専門性をもち、豊富な実務経験とノウハウを有する民間の人材を集約させるとともに、専門的な事業を通じた産油国の石油企業や研究機関等との堅密な関係の構築が求められる。このような事業の性格上、民間の能力を活用することが効果的であるが、個別企業による対応は困難である。

既に本法人は、産油国に関する豊富な経験とノウハウを蓄積しているとともに、産油国の石油会社等との密接な関係を構築していることから、本法人の活用により効率的な事業実施遂行が可能であり、引き続き国からの強力な支援の下で実施することが必要不可欠である。

効果とコストとの関係に関する分析(効率性)；

本事業は、技術移転や共同研究の推進等を通じた我が国の石油関連分野における協力関係の強化や、協力事業における我が国の貢献に対する評価を高め、その結果、我が国の原油輸入の安定化・石油安定供給の確保を図るもの。事業の具体的成果としては、関係国における石油産業の安全操業確保、環境問題への対応、近代化計画の促進・人材育成等への寄与が挙げられる。これら本事業による各種成果は、関係各国の石油政策所管官庁や国営石油会社においては認知されており、我が国原油輸入安定の確保に対して貢献しているものの、その貢献度を定量的に把握することは困難である。

適切な受益者負担；

我が国の石油供給構造を踏まえ、我が国への原油の安定供給確保等の観点から、産油国との一層の密接な関係の構築は、国民が広く受益するものであり、財団法人国際石油交流センターに対する国の費用負担は、適切な受益者負担である。

(3) 輸入原油流通合理化対策交付金

手段の適正性 (より少ないコストでの執行可能性。税制、財投、規制緩和等他の手法による代替可能性。スクラップ&ビルドに対する考え方)；

石油は重要なエネルギー源としてその価格が世界経済に大きな影響を及ぼすことに加え、その埋蔵量が中東地域に偏在すること、OPECの協調減産政策がその価格動向に大きな影響を及ぼすこと、また中東情勢に関連して一部の産油国が政治的な意図から石油輸出を停止する事例が発生するなど、石油には依然として一般のコモディティとは異なり、戦略的商品としての側面が存在する。

原油の安定供給のための長期契約については、現下の厳しい経営環境にあつては、実際に原油を輸入する我が国石油会社にとって、長期間に亘り経営の柔軟性を制限する長期契約を結ぶ余力は少なくなっている。したがって、安定供給に資する長期契約の実現を促進する観点から、必要に応じて、かつ、時期を逸しない形で効果的に交付金の交付を行うことが必要。

効果とコストとの関係に関する分析（効率性）；

石油の安定供給に資する長期契約の実現を促進する観点から、必要に応じて、かつ、時期を逸しない形で効果的に交付金を交付することにより、我が国の原油輸入（平成13年度輸入額約4兆4347億円）に万全を期する。

適切な受益者負担；

我が国の主要なエネルギー源である石油は、我が国産業の国際競争力の維持・強化、さらには国民生活の向上に欠かすことの出来ない物質である。その安定供給を図ることは国のエネルギー政策上必要不可欠である。

(4)中東産油国投資促進事業

我が国から産油国に対する直接投資等は、一義的には民間企業が行うべきものであるが、必ずしも産油国は魅力的な投資先でないため、実際の投資が少なく、産油国側の不満が拡大している。また、これらの地域での事業の実施はリスクが大きく、負担額も大きい一方で、直ちに利益を見込むことができないため、民間ベースでの実施は困難。このため、エネルギーセキュリティ上の意義に鑑み、産油国に対する投資案件を発掘し、その事業実現可能性を見極め、実際に投資を行う際のインセンティブ付与等を通じて、投資案件の経済性を確保し、我が国からの直接投資額を拡大することが必要である。

原油の安定供給のための長期契約については、現下の厳しい経営環境は、実際に原油を輸入する我が国石油会社にとって、長期間に亘り経営の柔軟性を制限する長期契約を結ぶ余力は少なくなっており、必要に応じた交付金の交付によって、長期契約を実現させる必要がある。

(5)産油国石油精製用海水淡水化研究協力事業

手段の適正性（より少ないコストでの執行可能性。税制、財投、規制緩和等他の手法による代替可能性。スクラップ&ビルドに対する考え方）；

オマーン国における水資源開発について、海水淡水化以外の手法として考えられるのは、地下水の開発及び下水の再利用があるが、下記の理由により他の手法によることは困難である。

ア)地下水の利用については、適正利用水量を超えているために利用規制が行われており、今後の水資源開発は困難である。

イ)下水処理水の一部は、マスカット市の緑化（街路樹や庭園の散水）に使用されている。今後緑化への使用は進むと予想されるが、これは環境改善のためのもので、水資源開発への効果は小さい。

ウ)都市部では水使用の増大が見込まれるとともに海水淡水化による水供給への依存度が高いことから、今後の水資源開発において海水淡水化技術の向上が最も重要である。また、電気・水省を中心に関連技術者がおり、スルタンカブース大学でも海水淡水化コースを

設置して技術者育成の体制を整えつつあるので、技術移転が確実に行える。

効果とコストとの関係に関する分析（効率性）；

本事業における補助金額は総額で516百万円で、平成15年度における補助金額は148百万円である。

本事業の実施において得られる結果は、オマーン国における当該技術の普及と技術者の育成である。このうち、技術者の育成については、事業実施による費用対効果の分析は不可能である。しかし、技術の普及については、この事業が普及すれば、経済効果は事業に係るコストを大きく上回ることが見込まれる。

適切な受益者負担；

本事業はオマーン国のスルタンカブース大学と共同で研究し、研究成果は広く公表される。また、現地セミナーや日本での技術研修を通して当該国への技術移転を図るため公益性が高く、受益者に負担を求めるものではないため、本事業は受益者負担の観点から適切である。

(6)中東産油国向けハイブリッド方式海水淡水化研究協力事業

手段の適正性（よ少ないコストでの執行可能性。税制、財投、規制緩和等他の手法による代替可能性。スクラップ&ビルドに対する考え方）；

相手国に技術者に技術移転しつつ実証試験を行うという本事業と同等の効果を得るためには、研修と実証試験という2つのプロジェクトを行うことが考えられるが、2つのプロジェクトを行った場合のコストと効率を比較すると、本手法が適切だと考える。

効果とコストとの関係に関する分析（効率性）；

本事業における補助金額は総額で532百万円で、平成15年度における補助金額は108百万円である。

本事業の実施において得られる結果は、中東における当該技術の普及と技術者の育成である。このうち、技術者の育成については、事業実施による費用対効果の分析は不可能である。しかし、技術の普及については、この事業が普及すれば、経済効果は事業に係るコストを大きく上回ることが見込まれる。

適切な受益者負担；

本事業は当該国の研究機関と共同で研究し、研究成果は広く公表される。また、現地セミナーや日本での技術研修を通して当該国への技術移転を図るため公益性が高く、受益者に負担を求めるものではないため、本事業は受益者負担の観点から適切である。